

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
 における評価結果について

1. 制度の概要

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化された。
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設された。
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化された。

2. 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点数	1,090/2,185 点中	468/800 点中	488/800 点中
内示額	58,822,000 円	57,024,000 円	59,433,000 円
順位	74/84 位	47/84 位	42/84 位

※順位については、全国と同規模自治体内（高齢者人口5万～10万人）のものを示している。